



2022年4月22日

各 位

会社名 松竹株式会社
代表者名 代表取締役社長 迫本淳一
(コード番号：9601 東証プライム、札証、福証)
問合せ先 常務取締役 秋元一孝
(TEL 03-5550-1534)

役員退職慰労金制度の廃止及び譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、2022年4月22日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、役員退職慰労金制度の廃止及びその打切り支給、並びに譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し、役員退職慰労金制度の廃止に伴う打切り支給及び本制度に関する議案を2022年5月24日開催予定の第156回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

1. 役員退職慰労金の廃止

当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、後記2に規定する本制度の導入に関する議案が本株主総会において承認可決されることを条件として、役員退職慰労金制度を本株主総会終結の時をもって廃止し、当社の取締役及び監査役に対して、本株主総会終結の時までの在任期間に応じた退職慰労金の打切り支給を行うこととする旨の議案を、本株主総会に付議いたします。打切支給となる退職慰労金の総額は678百万円とし、各取締役及び監査役への支給額、支給時期、方法等につきましては、取締役は取締役会の決議、監査役は監査役の協議にご一任頂きたいと存じます。

なお、当社は従来から将来の役員退職慰労金の支給に備え、所定の基準に基づく要支給額を役員退職慰労引当金として計上しておりますので、業績への影響は軽微であります。

2. 本制度の導入の目的及び条件

(1) 導入の目的

本制度は、当社の取締役（社外取締役を除き、以下「対象取締役」といいます。）に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として導入される制度です。

(2) 導入の条件

本制度は、対象取締役に対し、譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権を報酬として支給するものであるため、本制度の導入は、本株主総会においてかかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

当社の取締役の報酬等の額は、2015年5月26日開催の第149回定時株主総会において、年額680百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とご承認いただいておりますが、本株主総会では、当該報酬枠とは別枠にて、対象取締役に対して本制度に係る報酬枠を設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

3. 本制度の概要

本制度による譲渡制限付株式の付与は、対象取締役が金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権を現物出資させて、当社の普通株式の発行又は処分をする方法により行うものいたします。

本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は、年間2万株以内とし、その報酬総額は、現行の金銭報酬額とは別枠で年額200百万円以内といたします（ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割（株式無償割当てを含みます。）によって増減した場合には、上限数はその比率に応じて調整されるものといたします。）。

また、その1株当たりの払込金額は、発行又は処分に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とされない範囲において取締役会において決定いたします。

本制度の導入目的の一つである株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間は、譲渡制限付株式の交付日から対象取締役が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間としております。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、当社取締役会において決定いたします。

なお、本制度による譲渡制限付株式の付与に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ① 対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 法令、社内規則又は本割当契約の違反その他当該株式を無償取得することが相当である事由として当社取締役会で定める事由に該当した場合、当該株式を当然に無償で取得すること

以上